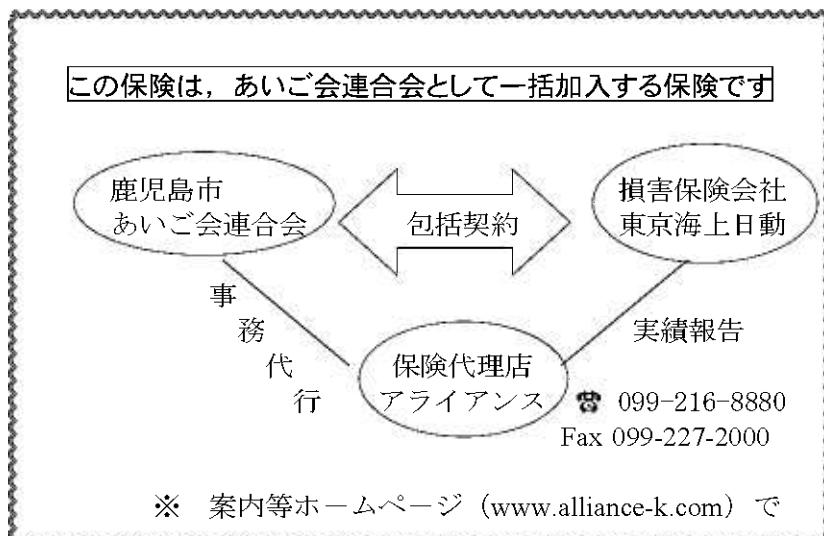


重要

新安全保険を円滑に進めるために(確認事項)

鹿児島市あいご会連合会

制度のしくみと特色



分担金

年間 110円 (一人)
(保険料+制度維持費)

補償内容

- 死亡・後遺障害 200万円
- 入院 1,500円
 - ・1回の入院の限度日数 60日
 - ・手術は所定の手術倍率により
10倍, 20倍, 40倍を補償
- 通院 1日 1,000円
 - ・180日以内の90日が限度

- この保険は傷害事故だけに適用します。賠償問題については市民奉仕活動賠償保険で対応します。

保障期間	
<H25年度>	基本サイクル
← 分担金徴収期間 →	←徴収→
4/1	6/1
	4/1
	6/1

※ 分担金徴収のための期間（4月1日から6月1日）を考慮して、保障期間としての基本サイクルを毎年6月1日から翌年の6月1日までと設定します。

単位あいご会は、毎年この期間に加入者から保険料を徴収して校区あいご会に届け、校区あいご会は指定された口座に手数料を差し引いた金額を振り込んでください。
(単位あいご会及び校区により、徴収方法に違いがあります。)

<注> 平成25年度のみ、4月1日から6月1日までの保障については、あいご会連合会で分担金を負担します。

諸事務作業について

加入手続き

単位あいご会

② 加入者名簿を作成する (様式 1) ← -----
<名簿は単位あいご会でも保管しておく>

③ 加入者名簿 (様式 1) と総括表 (様式 2-1)
及び保険分担金を校区あいご会に提出する。

<提出締め切り 5月 15 日までに>

※ 行事の往復途上での事故については、その
行事のみの参加者名簿の提出が求められます。

<最重要ポイント> 5月31日までに、全校区の分担金が納入されないと保険は発効しません。

校区あいご会

① 加入者名簿 (様式 1) と単位用総括表
(様式 2-1) を単位あいご会に渡す。

→④ 校区用総括表 (様式 2-2) を作成して
代理店 (アライアンス社) にファックスまたは
メールで送信する。

<加入者名簿は校区で一括保管しておく>

⑤ 分担金を指定された口座に振り込む。
<提出締め切り 5月 20 日までに>

実績報告

単位あいご会

② 実績報告書を作成する ← -----
(様式 3-1)

③ 実績報告書を校区あいご会に提出する ----- →
<提出締め切り 翌月 10 日までに>

校区あいご会

① 単位用実績報告書 (様式 3-1) を単位
あいご会に渡す。

→④ 校区用実績報告書表 (様式 3-2) 作成して
代理店 (アライアンス社) にファックスまたは
メールで送信する。

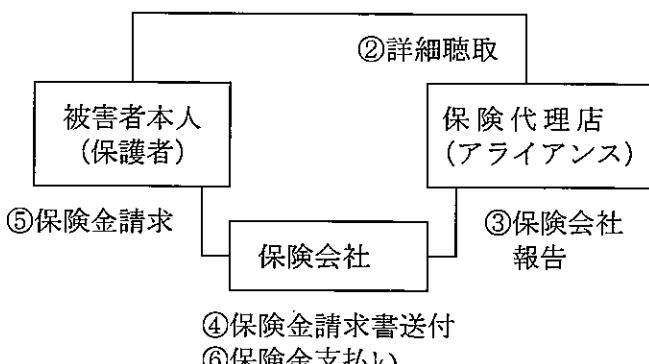
<提出締め切り 翌月 15 日までに>

※ これまで年度初めに年間計画を提出していましたが、毎月の実績報告に代わりました。

これだけがやや面倒かもしれません、保険内容を決める大切なデータとなりますので、毎月の報告
を忘れないようにしてください。(保険会社の規定によるものです)

事故報告と保険金請求

①事故報告<電話>



※ 補償対象外の行事もあります。

保険金請求に関する事故については、すべて
本人と保険代理店及び保険会社で事務処理する
ので、校区の担当者が関わることはございません

<注> あいご会連合会の見舞金手続きについては
これまでどおりです。

被害者 → 校区担当者 → あいご会連合会
・事故報告書
・見舞金支給申請書
・治療証明書
・振込先記入用紙